

南砂小 みまもり隊 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「南砂小 みまもり隊」(以下「本会」という)と称し、所在地を江東区南砂2-3-21 江東区立南砂小学校内におく。

(目的)

第2条 本会は、児童の心身の健全な育成を支援し、サポーター相互の交流および学校との協力を深めることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭の連絡を緊密にし、児童の学習・生活支援に関する活動
- (2) サポーター相互の親睦を深める活動
- (3) 児童の教育や福祉を目的とする他の団体や機関との協力を図る活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(方針)

第4条 本会は特定の政党・宗派および団体に偏することはしない。

第2章 サポーター

(構成員)

第5条 本会の構成員は、南砂小学校に在籍する児童の保護者またはそれに代わる者ならびに保護者OBとする。

2. 本会における構成員の呼称をサポーターとする。

第6条 サポーターは本会に対し平等に権利を持ち平等の義務と責任を負う。またサポーターの個人情報に関する取り扱いについては、「南砂小 みまもり隊 個人情報取扱規程」に定める。

(入退会)

第7条 本会への入会は任意とし、所定の方法によるサポーター登録をもって入会とみなす。

2. サポーターは、いつでも自由に退会することができるものとし、その意思を所定のメールアドレス宛に連絡することにより、退会の手続きが完了するものとする。

第3章 役員

(役員および監事)

第8条 本会には、以下の役員および監事を置く。

- (1) 代表 (1名)
- (2) 副代表 (2名を目途とし若干名)
- (3) 会計 (2名を目途とし若干名)
- (4) 顧問 (元会長を顧問としておくことができる)
- (5) 監事 (2名を目途とし若干名)

(役員を選出)

第9条 役員は、総会においてサポーターの中から互選により選出する。監事は役員歴任者の中から会長が任命する。

2. 任期は1年とし、再任を妨げない。
3. 政党もしくは政治目的を有する団体の役員は本会の役員になることはできない。

(役員職務)

第10条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、必要に応じて代表の職務を代行する。
3. 会計は、会の財務管理を行い、会計報告を作成する。
4. 顧問は、会長が必要と認めた場合は、会議に出席し意見を述べるができる。

(監事の職務)

第11条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 役員業務執行を監査する。
- (2) 本会の経理を監査し、役員会および総会に報告する。
- (3) 会議に出席して意見を述べるができるが、議決権は持たない。

(相談役)

第12条 本会に相談役をおくことができる。

2. 相談役は役員会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。
3. 相談役は、代表からの諮問に応じて助言を行い、必要に応じて会議に出席することができる。

第4章 会議

(総会)

第13条 総会は年に1回、4月をめぐりに開催する。

2. 運営委員会またはサポーターの5分の1以上が必要と認めたときには臨時総会

を開催することができる。

3. 総会は以下の事項について決議する。
 - (1) 事業報告および決算に関する事項
 - (2) 事業計画および予算に関する事項
 - (3) 会則の改廃に関する事項
 - (4) 役員を選任に関する事項
 - (5) その他、会の運営に関する重要事項
4. 総会はサポーターの3分の2以上の出席により成立し、出席者過半数の賛成によって議決する。賛否同数の場合は議長の権限とする。
5. 総会に出席できないものは議長を代理人として委任状の提出を認める。書面決議（インターネット提出含む）において提出とあるのは出席と読み替えるものとする。

(役員会)

第14条 役員会は必要に応じて開催し、本会の運営について協議する。

(運営委員会)

- 第15条 運営委員会は全体の運営にあたるため、2ヶ月に1回を目安に必要なに応じて会長が招集する。
2. 運営委員会は、年間事業計画に記載されていない活動について、必要と認める場合は協議を行い、決定することができる。

第5章 会 計

(会計)

- 第16条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもって運営する。
2. 会費の額は、総会で決定する。
 3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 4. 本会には一般会計と特別会計を設ける。
 5. 特別会計には、周年行事や備品類の周期的な取替えなど、一定の周期で予想される大幅な支出に備えるための積立金を、その目的ごとに会計が明確になるよう分類、整理する。

(会計報告)

- 第17条 会計は、年度ごとに収支をまとめ、総会で報告する。
2. 監事は、会計報告の内容を確認し、意見を述べるすることができる。

第6章 その他

(会則の改正)

第18条 本会則の改正は、総会の承認をもって行う。

(解散)

第19条 本会の解散は、総会において過半数の賛成をもって決定する。

附 則 本規約は2025年7月11日より施行する。

南砂小 みまもり隊 役員選考および会計に関する細則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本細則は「南砂小 みまもり隊」(以下「本会」という)の役員選考手続きならびに会計に関する臨時支出、交際費および助成金等について定め、本会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 役員を選考

(選考方法と時期)

- 第2条 役員を選考は、毎年3月を目途に実施する。
2. サポーターには、メール等の手段により、役員候補者の募集を行う。
- 第3条 選考会は、監事が主体となり現役員が補佐する形で実施し、次年度の役員候補者を選考する。
2. 監事は、選考会の運営において、公正かつ中立の立場を保ち、役員選考を円滑かつ透明に進めなければならない。
- 第4条 選考会で決定された役員候補者については、運営委員会の場で監事から報告されるものとする。
2. なお、この運営委員会には、原則として選出された役員候補者も出席するものとする。

(総会までの手続き)

- 第5条 役員候補者は、運営委員会での確認後、次年度の活動計画・予算案の策定など、総会準備を委任される。
2. 現役員は役員候補者を補佐し、引継ぎを兼ねて前項の作業を共同で行う。

第3章 会計に関する事項

(臨時支出)

- 第6条 本会における臨時支出とは、あらかじめ予算に計上されていない支出をいう。この支出には、備品購入、緊急修繕、突発的な対外活動対応費などが含まれる。
2. 臨時支出を行う場合は、以下の金額区分に応じた承認権限に基づき、所定の手続きにより承認を得ることとする。

【臨時支出の承認区分表】

支出金額（1件当たり）	承認権限と手続き
10万円以上	総会の承認を得ること（書面議決または開催時議決）
1万円以上～10万円未満	役員会および運営委員会の承認を得ること
1万円未満	代表が単独で判断・承認できるものとする

3. 臨時支出の判断において「金額」は消費税を含めた総額とし、同一目的での連続支出（分割発注等）は合算して判断する。
例：同一備品を複数日に分けて購入した場合、その合計額をもって審査対象とする。
4. 前項にかかわらず、緊急を要し所定の承認手続きを経る時間的余裕がない場合には、代表の判断により支出を決定できる。
ただし、事後速やかに当該支出の報告と承認を必要機関（役員会または運営委員会）に対して行わなければならない。
5. 支出の妥当性に疑義がある場合は、原則として役員会で協議の上、承認または差し止めの決議を行う。
6. 支出に関する記録（稟議書、見積書、領収書、会長決裁記録等）は、会計担当が年度末までに整理・保管し、監査対象とする。

（交際費）

- 第7条 関連諸団体が発行する領収書がある懇親会等の活動費、および関連諸団体の活動に伴う交通費は、会費から支出できる。
2. 上記以外の交際費については、会の運営に必要と判断されたものに限り、役員会の承認を得たうえで支出する。

第4章 附 則

（改正）

- 第8条 本細則の改正は、運営委員会の議決を経て、総会における過半数の承認をもって行う。

附 則 本規約は2025年7月11日より施行する。

南砂小 みまもり隊 個人情報取扱規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、南砂小 みまもり隊（以下「本会」という）における個人情報の適切な取扱いに必要な事項等を定めることにより、本会の活動の適正かつ円滑な運営を図るとともに、会員の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における「個人情報」とは、当該情報に含まれる氏名、電話番号、メールアドレス、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(債務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、保有個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の取扱い

(取得)

第4条 本会は、「南砂小 みまもり隊 会則」に定める活動を行うために、その利用の目的を明示したうえで、サポーターから適正な手段により取得する。

(利用)

第5条 本会は、取得時に明示した目的の範囲内で個人情報の利用をするものとする。
2. 個人情報取得時に明示した利用目的以外で個人情報を利用する場合には、本人に同意を得るものとする。

第3章 管理体制と安全対策

(管理責任)

第6条 個人情報の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、代表が指定する役員が適正に管理する。

(安全管理)

- 第7条 個人情報の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、パスワード管理などの安全対策、または必要のないコピーや転送を禁止するなど、合理的な安全管理措置を講じるものとする。
- 第8条 不要となった個人情報は、代表の指示に従い復元又は判読が不可能な方法により、速やかに消去又は廃棄をするものとする。

第4章 第三者提供

(第三者提供の制限)

- 第9条 個人情報は次の場合を除き、第三者に提供しない。
- (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 緊急時に児童の安全確保のため必要と判断される場合

第5章 開示・訂正・削除等

(開示等の請求)

- 第10条 本人は、自己の個人情報について開示、訂正、追加、削除、利用停止を請求することができる。

(対応手続き)

- 第11条 前条に基づく請求があった場合、本会は速やかに内容を確認し、必要に応じて適切な措置を講じる。

第6章 遵守・罰則

(遵守義務)

- 第12条 役員および関係者は、本規程を遵守し、知り得た個人情報を正当な目的以外に使用してはならない

(罰則)

- 第13条 故意または重大な過失により規程に違反した場合、役員会にて適切な措置を講じる。

第7章 附 則

(改正)

第14条 本規程の改正は総会の承認をもって行う。

附 則 本規約は2025年7月11日より施行する。